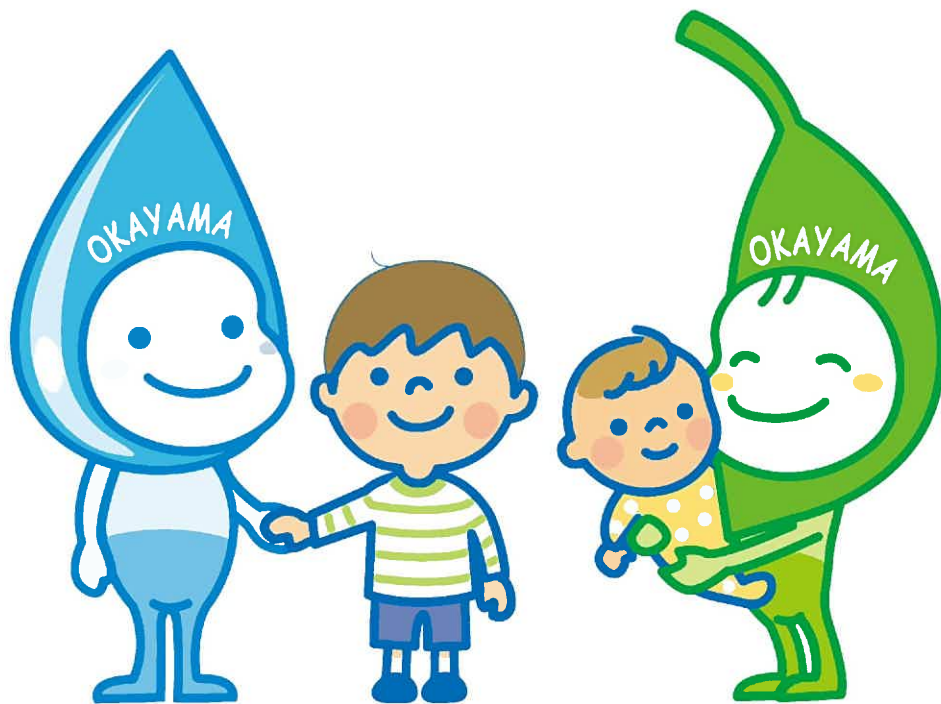


令和2年度  
集團指導資料  
(障害児編)



令和3年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部  
事業者指導課

## 目次

- 1 障害児支援に係る制度改正について
- 2 障害児支援（通所・入所）の報酬改定について
  - 2-1 障害児通所支援における共通事項
  - 2-2 児童発達支援
  - 2-3 医療型児童発達支援
  - 2-4 放課後等デイサービス
  - 2-5 居宅訪問型児童発達支援
  - 2-6 保育所等訪問支援
- 3 障害児入所支援
  - 3-1 障害児入所支援における共通事項
  - 3-2 福祉型障害児入所施設
  - 3-3 医療型障害児入所施設
- 4 児童発達支援管理責任者の研修要件について
- 5 実地指導について（重点指導事項等）
- 6 事業所への随時訪問について
- 7 自己評価結果等の公表等及び市への届出について
- 8 総量規制について

※ 本資料は、令和3年3月12日時点の情報を基に作成しています。

※ 報酬改定に係る疑義照会は、質問票により受け付けます。



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

[https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_2.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html)

## 1 障害児支援に係る制度改正について

\* 集団指導資料（共通編）に掲載。

## 2 障害児支援（通所・入所）の報酬改定について

\* 集団指導資料（障害児編・別冊）

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 ※抜粋※」

「障害福祉サービス費等の報酬算定構造 ※抜粋※」 参照

### 2-1 障害児通所支援における共通事項

#### ① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定

（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

○ 医療的ケア児に係る判定基準に見直し

○ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設

#### ② 医療連携体制加算の見直し

（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 医療や看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価

○ 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化

#### ③ 看護職員加配加算の見直し

（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

< 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所 >

看護職員加配加算を廃止⇒医療的ケア児の基本報酬区分を創設

< 主として重症心身障害児を通わせる事業所 >

看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること



#### 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること

#### ④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し

（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合に看護職員を配置

⇒ 当該看護職員を児童指導員等の員数に含めてよい

※「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員は除く。

※ 児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。）は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士とすること。

#### ⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用

（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児について、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際は、医師の判断を活用する

#### ⑥ 人員基準の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

人員基準上配置すべき従業者について、障害福祉サービス経験者は除外し、保育士又は児童指導員とする

※指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置すること。

注）令和3年3月31日時点で指定を受けている事業所については、2年間の経過措置あり。

参考）児童福祉事業の従事者で、以下の要件を満たせば児童指導員

○常勤3年以上（非常勤の場合は勤務年数3年以上かつ実勤務日数540日以上）

又は

○常勤2年以上（非常勤の場合は勤務年数2年以上かつ実勤務日数360日以上）かつ高校卒業以上

※日中一時支援は、児童福祉事業に含まれない。

### ⑦家族支援の評価の充実

(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合

事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可

○家庭連携加算（月4回を限度）←月2回から変更

イ 1時間未満 187単位/回

ロ 1時間以上 280単位/回

※訪問支援特別加算は廃止。

○事業所内相談支援加算

(I、IIそれぞれ月1回を限度)

イ 事業所内相談支援加算 (I) (個別) 100単位/回

ロ 事業所内相談支援加算 (II) (グループ) 80単位/回

※グループの人数は2人～8人。



### ⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価

(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設

個別サポート加算 (I) 100 単位/日



### ⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価

(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設

個別サポート加算 (II) 125単位/日

## ⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設

(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

○ 児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価見直し

※ 体制状況一覧表の項目内容に一部変更あり。

○ 児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止

⇒ 専門職を1人以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算【専門的支援加算】を創設

専門職：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・  
国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者

注) 児童発達支援については、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含める。

※ 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

## 2-2 児童発達支援

### ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

○ 基本報酬 事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直し

○ 基本報酬区分 医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設

### ② 医療連携体制加算の見直し

### ③ 看護職員加配加算の見直し

### ④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し

### ⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用

### ⑥ 人員基準の見直し

### ⑦ 家族支援の評価の充実

### ⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価

### ⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価

### ⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設

### ⑪ 地域と連携した災害対策の推進（共通編参照）

### ⑫ 身体拘束等の適正化（共通編参照）

### ⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（共通編参照）

### ⑭ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（共通編参照）

### ⑮ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（共通編参照）



## 2-3 医療型児童発達支援

- ① 家族支援の評価の充実
- ② 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価
- ③ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価
- ④ 地域と連携した災害対策の推進（共通編参照）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（共通編参照）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（共通編参照）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（共通編参照）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（共通編参照）

## 2-4 放課後等デイサービス

- ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定  
○指標該当児童の割合による基本報酬の区分を廃止し、基本報酬見直し授業の終了後の基本報酬区分  
    区分1の1、2の1 ⇒ 区分1へ  
    区分1の2、2の2 ⇒ 区分2へ  
○基本報酬区分について、「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設
- ② 極端な短時間のサービス提供の取扱い  
極端な短時間（30分以下）のサービス提供については、報酬（基本報酬 及び加算）を算定しない  
⇒結果的に短時間のサービス提供となった場合、欠席時対応加算（Ⅱ）を算定  
    欠席時対応加算（Ⅱ） 94単位/回



- ③ 送迎加算の取扱い  
障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持
- ④ 利用対象者の拡大の検討  
地方分権改革推進提案における放課後等デイサービスの利用対象者に専修学校等の通学者を加えるとの提案については、次期制度見直しに向け

て検討することとし、今回の報酬改定において対応は行わない

- ⑤ 医療連携体制加算の見直し
- ⑥ 看護職員加配加算の見直し
- ⑦ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し
- ⑧ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用
- ⑨ 人員基準の見直し
- ⑩ 家族支援の評価の充実
- ⑪ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価
- ⑫ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（共通編参照）
- ⑬ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（共通編参照）
- ⑭ 地域と連携した災害対策の推進（共通編参照）
- ⑮ 身体拘束等の適正化（共通編参照）
- ⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（共通編参照）
- ⑰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（共通編参照）

## 2-5 居宅訪問型児童発達支援

- ① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
- ② 身体拘束等の適正化（共通編参照）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（共通編参照）
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（共通編参照）



## 2-6 保育所等訪問支援

- ① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
- ② 身体拘束等の適正化（共通編参照）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（共通編参照）
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（共通編参照）

## 3 障害児入所支援

### 3-1 障害児入所支援における共通事項

- ① 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理



重度障害児支援加算について、小規模グループケアに対応した施設要件となるよう見直す

## ②ソーシャルワーカーの配置の評価

障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置することを評価する加算を新設

## ③ 自活訓練加算の見直し

退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す

○実施時期 20歳までの間で柔軟に設定

○実施期間 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で柔軟に設定

○実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等

## 3-2 福祉型障害児入所施設

### ① 人員基準及び基本報酬の見直し

主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について4：1に見直し、基本報酬も見直す

○児童指導員及び保育士の総数

1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設：

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上

(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、当該数に1を加えた数以上)

2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設：

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上

(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、当該合計数に1を加えた数以上)



- ② 愛着形成に配慮した評価の見直し  
幼児期における愛着形成を図るための評価について、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直す

乳幼児加算 78単位/日

※ 乳幼児である障害児が利用する場合に算定。

- ③ 小規模グループケアの推進

障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、小規模グループケア加算を見直す

小規模グループケア加算 240単位/日

※ サテライト型として実施した場合 +308単位/日

- ④ 看護職員配置加算の見直し

看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコアを用いることとし、算定要件を見直す

<算定要件>

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上

- ⑤ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理  
⑥ ソーシャルワーカーの配置の評価  
⑦ 自活訓練加算の見直し  
⑧ 地域と連携した災害対策の推進（共通編参照）  
⑨ 身体拘束等の適正化（共通編参照）  
⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（共通編参照）  
⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（共通編参照）  
⑫ 補足給付の基準費用額の見直し（共通編参照）



### 3-3 医療型障害児入所施設

- ① 重度重複障害児加算の見直し

主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障

害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう、算定要件を見直す。

#### <算定要件>

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2以上の障害を有する児童に支援を行う

#### ② 強度行動障害児の支援の評価

強度行動障害児の支援について、福祉的支援の強化の観点から、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定可とする。

強度行動障害児特別支援加算 781単位/日

※ 加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位/日

#### ③ 小規模グループケアの推進

医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。）。

#### ④ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

#### ⑤ ソーシャルワーカーを配置することの評価

#### ⑥ 自活訓練加算の見直し

#### ⑦ 地域と連携した災害対策の推進

#### ⑧ 身体拘束等の適正化

#### ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し

#### ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し

#### ⑪ 補足給付の基準費用額の見直し



事業者指導課からの連絡手段として、電子メールを使用することがあります。※運営法人ごとに1アドレス。  
WAM NET（ワムネット）からの連絡にも使います。アドレスが変わったときには、忘れずに事業者指導課までお知らせください。

障害事業者係メールアドレス

[syou-jigyou@city.okayama.lg.jp](mailto:syou-jigyou@city.okayama.lg.jp)

## 4 児童発達支援管理責任者の研修要件について

実務経験要件を満たした状態で平成31（令和元）年度から令和3年度にサービス管理責任者等基礎研修を修了した場合に限り、研修終了後3年間はサービス管理責任者等実践研修を修了したものとみなす経過措置あり。

◎令和4年度以降の取扱い

基礎研修修了後、5年間の間に2年以上の実務経験を経た上で実践研修を修了しないと、児童発達支援管理責任者への就任不可

参考) サービス管理責任者等更新研修の受講要件

現任者もしくは当該研修受講前5年間の中で2年以上サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員としての実務経験があること

※資料編「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について令和元年度版（抜粋）」参照。

## 5 実地指導について（重点指導事項等）

実地指導において指摘することが多かった事項について、資料編「障害児系）重点指導項目整理票」をご確認ください。

令和3年度の実地指導については、新型コロナウイルス感染拡大状況を見ながら、感染拡大防止策を講じた上で実施します。

訪問先については、新規事業所や前回の指導から3年以上経過している事業所を中心に選定します。実地指導実施後、改善状況の確認が必要と思われる事業所や、不正請求や定員超過が疑われる事業所については、優先的に指導を行います。

なお、障害福祉サービス等情報公表システムへ事業所情報を登録していない事業所については、令和3年度重点指導先とする方針です。

感染防止の取り組みは、これからも続けてね！



## 6 事業所への随時訪問について

事業所のサービス提供状況等を確認するため、実地指導とは別に、事業者指導課職員が事業所を訪問することがあります。※事前連絡は行いません。所要時間は5～10分程度。サービス提供に影響のない範囲で、事業所の見学や当日の利用状況等簡単な聴き取りを行いますので、ご協力をお願いします。

管理者（又は児童発達支援管理責任者）が不在の場合は、当日勤務している従業者に対応していただきます。

## 7 自己評価結果等の公表等及び市への届出について

児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価結果等を公表するとともに、その公表内容を速やかに岡山市事業者指導課へ報告してください。

※新規開設の事業所については、指定日から起算して12か月以内に一連の作業並びに報告を行ってください。

公表内容の報告が未実施の場合、届出がされない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（15%）となります。

報告に際しては、所定の届出書を使用してください。

※届出書は、事業者指導課ホームページ内「（障害児）加算関係様式集」に掲載。

## 8 総量規制について

岡山市においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、総量規制は実施していません（令和3年3月現在）。

今後、指定基準等の充足状況や障害児福祉計画との整合性等を勘案する中で、総量規制により新規指定や定員増の変更を制限する可能性があります。事前協議等の機会をとらえて、適宜総量規制の実施状況を確認しておくことをお勧めします。



